

**京都大学教育研究振興財団助成事業
成果報告書**

平成20年12月12日

財団法人京都大学教育研究振興財団
会長 辻 井 昭 雄 様

所属部局 医学研究科

職 名 教授

氏 名 平 出 敦

事業区分	平成20年度・シンポジウム等開催助成		
事業内容	臨床医学教育学に関する日英ジョイントシンポジウム		
開催期間	平成20年11月13日 ~ 平成20年11月13日		
開催場所	京都大学医学研究科 芝蘭会館山内ホール		
成果の概要	タイトルは「成果の概要/報告者名」として、A4版2000字程度・和文で作成し、添付して下さい。「成果の概要」以外に添付する資料 無 有()		
会計報告	事業に要した経費総額	飲食・宴会経費を除いた額)	2,039,069 円
	うち当財団からの助成額		1,500,000 円
	その他の資金の出所	(機関や資金の名称) 平成20年度 総長裁量経費「教育研究改革・改善プロジェクト等経費」 横断的FD推進プロジェクト	
	経費の内訳と助成金の用途について		
	費 目	金 額 (円)	財団助成充当額 (円)
	交通費	852,170	852,170
	宿泊費	152,240	152,240
	謝金	493,000	385,000
	会場費	15,725	15,725
	通訳	98,624	0
印刷費	332,550	93,185	
振込手数料	1,680	1,680	
消耗品費	93,080	0	
合 計	2,039,069	1,500,000	

「成果の概要/ 平出 敦」

臨床医学教育学に関する日英ジョイントシンポジウム

開催日 平成 20 年 11 月 13 日 10:00~20:00

開催場所 京都大学医学研究科 芝蘭会館 山内ホール

シンポジウムの背景・目的

我が国では、2004 年に臨床研修制度が 38 年ぶりに改変された。この改変は、地方の医師不足のきっかけになったとされ、改変にともなう社会的な影響の大きさが指摘されている。が、今回の改変により、医師の卒後教育に大きな関心が寄せられるようになったことも、また事実である。これにより、研修医、指導医はじめ、多くの人々がこの重要な問題を真剣に考えるようになった。

しかし、若い医師の教育研修に大きな関心が高まったにもかかわらず、現場で生きる指導に関しては、必ずしも、我々はよりどころとなるものを持ち合わせていない。現場での研修のあり方を問い直し、実質的な研修の充実をはかるにはどうしたよいかを考える必要に迫られている状況である。

このことは、現場の研修のあり方をどのようにするかだけではなく、研修の指導をどのような人たちが、どうやって具体的に支援していくべきかということにもつながる。シンポジウムでは、これに対するチャレンジとして、英国で推進されている Master of Arts in Clinical Education を紹介し、我が国でのあり方を検討した。

プレシンポジウムワークショップ

英国側からの要請により、単に、英国の状況の紹介ではなく、双方向的な議論によって、内容が深まることが求められた。そのような要請を考慮して、シンポジウムの前に、参加者によるワークショップを実施して、議論の焦点を明らかにした。

ワークショップの課題は、「日本での臨床研修必修化後の問題点」および、「卒後医学教育における指導上の問題点」とした（資料 1）。前者においては、医師不足による地域医療の問題などがクローズアップされたが、特に指導体制に関する対策は急務であり、指導を行う指導医やコメディカルの養成とともに、いかに指導していくかの“教育力”の養成にも焦点があてられた。また、後者では、Generalist と Specialist の関係、医療従事者の離職の問題など、さまざまな領域からの参加者からの切実で現実的な問題が提起され、指導内容の標準化や水準の向上の問題や、継続教育の視点からの問題が明らかにされた。

NHS (National Health Service) からの問題提起

英国においても、若い医師をどのように育てていくかは、重要なトピックであり、我々は新しい医療環境の中で、いかにこの問題を解決していくかを共有できることが示唆された。

我が国では、平成 16 年度より臨床研修の必修化が実施され、卒後臨床研修システムが大きく変動した。英国でも研修制度の改革がおこなわれている。そうした中で、英国の NHS (National Health Service) とロンドン大学では、若い医師の養成のため臨床研修の指導者養成のコース (Master of Arts in Clinical Education) を構築している。このシンポジウムでは、Dr. Tim Swanwick より、こうした臨床研修指導に関して、臨床医学教育学としての展開がどのようになされているかが提示された。これにともない議論が行われ、NHS において、英国の保健制度にどのように組み込まれ、役割をはたしているか、あるいは役割が期待されるかが明らかにされた (資料 2)。

ロンドン大学教育研究所からの提示

ロンドン大学からは、Master of Arts in Clinical Education の内容に関して、Dr. David Guile からのプレゼンテーションがあった。このコースでは、Contemporary Issue in Clinical Education、Teaching and learning for adults および skill-based short courses が 3 本柱になって構築されている (資料 3)。その基本的な概念枠組みは、work-based learning であり、コース全体にわたって裏打ちされているものである。この概念の提示があったが、さらに議論の中で、この学習の様式は、学校教育を正規な形でおこなう従来型の教育ではなく、また職場での実践教育を推進する従来型の医療教育とも異なっていることが、明らかにされた。すなわち、現場での実践的な学習の営みを、より正規な形で認める仕組みが work-based learning の概念にとって重要であるという点である。

我が国の現状と日本人による取組

日本医学教育学会のマスター委員会の岐阜大学の鈴木康之教授が我が国における臨床教育指導者養成の現状に関して報告した。また、日本人医師として唯一 Master of Arts in Clinical Education のコースに参画している内藤亮博士がコースの参画者としての報告をおこなった。さらに、コースコーディネーションに実質的にかかわっている教育学者である奥本香博士がコースの評価について報告した。また、教育学的視点から、京都大学教育学研究科の渡邊洋子准教授がコメントして work-based learning の概念理解を深めた。

展望

当日は、多様な参加者をえて極めて密度の高い議論が行われたが、行政的にも重要な問題を扱っており、東海厚生局からの参画もあった。こうした評価を受けて、当日の参加者だけでなく、参加できなかった文科省 (医学教育課) 厚労省 (医事課) からさらなる展開に対する期待と、次回への参画の申し出があり、今後、継続的に展開することが求められている。臨床研修の見直し等に関する検討会でも、シンポジウムの概要を報告して、我が国での臨床研修制度において必要性が高いことを説明した (資料 4)。